



「子どもの権利」を考える

「子どもの権利を認め守る」という考え方は、平成2年に「子どもの権利条約」という国際条約として発効し、日本は平成6年に批准（条約を認め実行することを決めること）しました。現在は世界の200近くの国が締結しています。批准以前の昭和54年の「国際児童年」あたりを契機に、日本でも「子どもの権利」が言われ始めました。しかし日本では「子どもの権利ばかり言っていると甘やかす結果になり、わがままな大人が増える」という批判が多かったように記憶しています。かくいう私も「子どもも一人の人間なのだから人権の枠の中で取り組めばいいのでは？」などと甘いことを漠然

と考えていました。

しかし年齢を重ねた今は「子どもには子どもの固有の権利があつて守られるべき」と考えるようになりました。

子どもの権利条約には次の4つの原則があります。

- ① 生きる権利
- ② 育つ権利
- ③ 守られる権利
- ④ 参加する権利

そもそも、子どもが自ら衣食住を得て生き抜くことは困難です。守られて生き、育つためには、大人の助けが必要なのは当然です。発達途上と呼ばれる国の貧困層では、幼くして労働力とされ教育を受けることのできない子どもがたくさんいます。まず、家族が生きなければならぬから。紛争地帯では誘拐された子どもが兵士としてのみ教育され、平然と銃を撃っています。

日本では母性・父性の本能によつて子は大切にされ、ことさら社会が子どもの権利を守るため家族に介入する必要はない、というイメージが色濃く残っているように思います。しかし現代はどうで

でしょうか。家庭内での考えられないような虐待、育児放棄（ネグレクト）、学校での凄惨ないじめが次々と報じられます。報道されるのは死に至ったケースで、おそらくは氷山の一角です。幼い頃に受けた虐待は、一生その子の心に傷を残します。児童虐待は今に始まったことではないとも思っています。戦前に回帰すれば解決するという論は懐古趣味だと思えます。「子どもには固有の権利がある」。大人がそれを守ってあげないのであれば、子どもが受けた痛みはやがてブーメランになって大人に帰ってくるでしょう。



「ヤングケアラー」のこと

「ヤングケアラー」という言葉は、最近よく目にするようになりました。カタカナ語のままでは語られ始めたのは残念な気もしますが、本来大人が対応するような家族の看護・介護・育児等をしたり、家事をこなしたりしている児童生徒のことを指します。子どもたちが家族のお世話や家事労働をしている理由は個々それぞれかと思えますが、増加傾向にあるそうです。家族を助けながら暮らす子どもたちに深い敬意を感じます。反面、その年代で経験しておきたいこと：学業や部活や友人との交流や、好奇心を持っていろいろな体験をすることなどが欠けてしまっています。厚生労働省は「子どもが子どもでいられる街に」と呼びかけていますが、本町の実態は把握していません。子どもが子どもとしての経験をしながらか成長していくために、周囲の支援が求められています。

